

### 地域おこし協力隊

### 秋山隊員

～ 協力隊としての1年間 ～

埼玉県川口市から宮城県角田市へ移住し、まもなく一年が経とうとしています。

最初は長年暮らした関東を離れることへの不安がありました。川口市での生活は駅周辺の賑わいや便利な環境に囲まれ買い物や移動に困ることとはなく、とても暮らしやすい街でしたが、今では角田市での暮らしに心から親しみを感じています。

移住当初は地域ならではの習慣や感覚の違いに戸惑うこともありましたが、地域の方々が温かく声をかけてくださり、少しずつ不安なく暮らせるようになりました。人と人とのつながりを大切にすると土地柄は角田市の大きな魅力だと思います。また、驚いたのは、狐と狸といった野生動物を見かけることです。自然の豊かさを感じ、季節ごとに表情を変える田園風景や、朝夕の澄んだ空気に触れるたびに日々の慌ただしさの中で忘れていたゆとりを感じるようになりました。食べ物に関しては、角田産の新鮮な野菜とお米は格別な美味しさで、普段の食卓の中で季節を感じられることができ、とても贅沢なあと実感しています。

吉川果樹園での農作業は日々新しいことの連続です。表面だけでは理由がわからない作業も、実際に経験することで難しさや、何故この作業



摘果作業をする秋山隊員

をするかの理由を知ることができました。今までわからなかった梨の生育状況が見えるようになってきて、以前よりも理解が深まりました。作業中には差し入れや、手作りお菓子を持ってきてくれる方がおり、心配りに大変感謝しています。角田市に移住して環境が変わったことで、人生の価値観も少し変化したように感じます。人とのつながりを大切にしながら、まだ知らない角田市の魅力を見つけて、これからも暮らしを楽しんでいきたいと思っています。

# 農業振興公社だより

## 第31回総会（定時）開催される

角田市農業振興公社の第31回定時総会が5月26日（水）午後6時から角田市民センター201会議室で開催され、会員31名（議決権行使書出席80名）の出席により審議をいただき、提出した議案2件について承認されました。

総会の開会にあたり、黒須理事長から令和6年度に市が策定した地域計画に基づいた農地の集積活動、令和8年度産米の作付け状況、今後の主食用米を取り巻く状況などのほか、ふるさと納税を活用した農産物の新たな販路開拓や目黒区との交流を踏まえた新たな事業展開について挨拶を行いました。また、宮城県大河原地方振興事務所農業振興部長の長谷川幹様、角田市議会議員の馬場道晴様に来賓としてご出席を賜り、ご祝辞を頂戴しました。

総会では、議長に角田地区の秋山泰宏さん（令和7年7月に角田市地域おこし協力隊に採用）を選出し、提出された「第1号議案 令和7年度事業報告、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録の承認について」

「第2号議案 役員選任について」を審議し、両議案とも満場一致で承認されました。

### 役員選任について

理事 小川一召氏（角田・地方公務員）

監事 堀米浩二氏（西根・地方公務員）

理事 渡邊義信氏（白石市・地方公務員）

監事 佐藤信司氏（藤尾・地方公務員）

### 新たに選任された役員

理事 渡邊義信氏（白石市・地方公務員）

監事 佐藤信司氏（藤尾・地方公務員）

また、令和8年度事業計画及び収支予算の報告があり、

① 新規就農者の確保と育成

② 効率的な農業経営を可能とする農地の集積・集約化

③ 友好都市目黒区との新たな交流の在り方、交流人口、関係人口の増加と経済交流への発展を検討

④ SNSを活用した速やかな会員への情報提供

なにより、4つの重点目標が説明されました。



△総会の様子



※写真はセット例です

令和8年度も農地中間管理事業による農地の利用集積、農業経営改善支援センター事業などの公益事業をはじめ、農業体験など目黒区との交流事業、角田市の特産品を広く発信する特別会員事業を実施してまいりますので、会員の皆様のご協力とご指導をお願いいたします。

公益社団法人 角田市農業振興公社  
〒981-1505 宮城県角田市角田字大坊41  
電話 (02224) 633-2328  
FAX (02224) 611-1521  
URL <http://www.kakunou.or.jp/>

E-mail [kakuda@kakunou.or.jp](mailto:kakuda@kakunou.or.jp)

### 特別会員事業

農産物生産者会議開催  
～より一層の満足される農作物の提供を～

今年度も、角田の農産物をサポート会員の皆様にお届けする特別会員事業を行います。昨年度の購入者の皆様から「美味しく家族であったという間にいただきました」、「安心して食べられ、食が進みました」など、また次回も購入したいとの意見を多くいただいています。

今後特別会員事業にご賛同していただいている会員の皆様に、より満足していただけるよう生産者の皆様と一緒に取り組んで参ります。

原材料や米の価格の高騰に伴い価格を見直し、今年度募集を始めますので、よろしく願います。

# ひやおろし

かくだの地酒を楽しむ会では、昨年大好評をいただきました、角田産の酒米「美山錦」を使用し、蔵王酒造で醸造する「ひやおろし」を今年も特別販売いたします。

- ① 『ひやおろし』とは・・・冬に仕込んだ新酒を一回のみ火入れする。
- ② 低温貯蔵で夏の間にじっくり熟成させる。
- ③ 秋風が吹くころに出荷される日本酒です。

寝かせることで角が取れ、飲み口が良くまろやかで味わい深いのが特徴です。  
脂の乗った秋の秋刀魚や冬の鍋物との相性は最高かも♪  
純米大吟醸と特別純米酒2本一セット、今年は、四合瓶での販売となります。  
秋季限定及び数量限定となりますので、ご希望の方は、農業振興公社事務局にお問い合わせ下さい。  
※20歳以上の方のみの販売とさせていただきます。  
※1セット2本（純米大吟醸、特別純米酒 各720ml）  
販売予定価格6,000円（税込）



HP



X



公社ではホームページに加え X も行っています。是非併せてご覧ください。 ※上記の二次元コードからもアクセス可能です。



生産者のこだわりが詰まった動画を是非ご覧ください。



特別純米酒



純米大吟醸

冷やおろし  
2本セット

【角田市PR動画】  
酒米の未来を生産者の想いと共に。

# 農地中間管理事業による農地の貸し借りの手続きについて

## ■農地中間管理事業ってなに？

農業経営の規模拡大や農用地の集約化、新規就農の促進等を進めることも、担い手への農地集積と集約を支援することで農業の生産性の向上に資することを目的に、農地の中間的な受け皿となる農地中間管理機構を都道府県ごとに創設し、農地の貸し借り、担い手への農用地の集積・集約化を推進していく事業です。

農地中間管理機構が、農地の出し手（以下「貸付人」という。）から農用地等を借り受けて、農地の受け手（以下「借受人」という。）へ転貸し、契約期間や賃借料の支払い関係の管理を行っています。

角田市においては、貸付人と借受人の事前協議が整ってから、角田市農業振興公社（以下「公社」という。）に申出を行い、宮城県農地中間管理機構である公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「県公社」という。）へ農家台帳の確認、契約の手続き開始の調整や農業委員会への意見聴取の手続きを行っています。

借受人が見つからない場合は、農業委員会又は公社へご相談ください。

農地中間管理事業を利用する場合、次のような注意事項があります。

### ■貸付要件

農地を所有している方が貸付人（申請者）となります。相続登記が完了していない等で貸付人と農地の登記名義人が異なっている場合、貸借契約ができません。相続登記が完了していない場合は、公社に相談してください。

### ■貸付期間

農地の貸付期間は10年以上となります。

### ■賃借料の設定

賃借料については、貸付人及び借受人の双方が合意した金額となります。また、土地改良区の用排水費等の負担についても、協議して負担者を決定してください。決定後は、あぶくま川水系角田地区土地改良区へ届出をお願いします。

### ■賃借料は金納のみ

賃借料は金納のみとなります。また、無償による契約も可能です（使用貸借契約）農地によって賃借借または使用貸借と異なる契約となる場合は、それぞれ別に契約書を作成することになります。

農地の貸付人が物納（主食用米）を希望する場合は、借受人と相談してください。

### ■賃借料の精算及び手数料の納入

賃借料の精算は、県公社が行います。JAの口座の場合は毎年11月10日に、JAの口座以外の場合は11月12日に借受人の指定口座から引き落とします。その後、11月25日に貸付人の指定口座へ振り込みます。

賃借料に対して1パーセントの手数料を貸付人及び借受人の双方が県公社へ納付します（賃借料1万円の場合、手数料は100円です）。

借受人は、賃借料に手数料を加算した金額が口座から引き落とされます。

貸付人は、賃借料から手数料を差し引いた金額が口座に振り込まれます。

### ■契約期間の更新手続き

農地中間管理事業又は農地利用集積円滑化事業の対象農地の契約期間が満了となる半年前には契約期間の更新について書面で通知されます。

なお、農地利用集積円滑化事業は終了しているため、今後、更新する場合は農地中間管理事業のみとなります。

期間満了となる3か月前（手続きの都合上必要な期間となります。）に公社へ申出を行うことが必要です。貸付人と借受人は再契約について協議したうえで申出を行ってください。

### ■贈与税の特例適用者の場合

貸付農地が生前一括贈与を受けた特別農地で、贈与税の特例を受けている場合は、契約の認可後2カ月以内に税務署へ届け出が必要ですが、手続きを怠ると納税猶予が解除される

■貸付人が農業者年金の受給者の場合  
農地の貸し付けの際、農業者年金を受給している方、近々受給予定の方は、申出前に農業委員会へ相談をお願いします。

## あぶくま農学校農業体験学習「春」各団体で田植え

### 金津小学校区農業体験交流事業

金津小学校区交流田では、5月9日（土）に下目黒小学校有志45名と金津小学校児童希望者16名による交流事業が行われました。令和5年度から枝野小学校と藤尾小学校が統合し、金津小学校としては4回目の田植え体験となります。

参加した両校の児童は、交流田で行われた「あぶくま農学校入校式」の後、農業体験実行委員会の指導のもと、つや姫の手植えを行いました。

素足になった児童たちは、苗を受け取りあせ道に並び、一斉に田んぼに足を踏み出していました。田植えの間、強い風に体制を崩される児童もいましたが、子供も大人も関係なく協力し合い、無事田植えを終えました。



金津小学校区農業体験交流の写真

### 角田絆交流事業（北郷）

絆交流田では、5月23日（土）に緑ヶ丘小学校有志38名を迎え、地元北郷の希望児童4名とともに「あぶくま農学校」の田植え体験が行われました。

参加者はJA青年部北郷支部の指導のもと、ひとめぼれの苗を手植えしました。慣れない田んぼの泥に足を取られてバランスを崩し、尻もちをつく子や、自分から泥に飛び込むように倒れこむ児童もいましたが、服が汚れるのも気にせず、我先にと苗を植えていく姿が見られました。

希望者には、JA青年部北郷支部の方が用意した田植え機の乗車体験も行われ、普段できない体験におっかなびっくりしながらも、興味津々の表情を浮かべていました。



角田絆交流の写真

### 北郷小学校体験学習

北郷小学校では、5月20日（水）に5年生16名による「あぶくま農学校」の田植え体験学習が行われました。

「あぶくま農学校入校式」は校舎玄関前で行われ、校長先生から激励をいただいた後、校外の学習田へ移動しました。

学習田では、JA青年部北郷支部による田植え指導の後、つや姫を手植えしていききました。同級生とふざけ合いながらも真剣な顔で、引かれた線に合わせて丁寧に苗を植え進めていました。

田植えが終わった後も、児童たちは普段できない田んぼでのかけっこを楽しんでいました。



北郷小学校体験学習の写真

### 西根地区農業体験交流

西根地区田んぼアート隣の交流田では、5月30日（土）、月光原小学校の有志32名と北郷小学校・角田小学校の児童8名が参加して、西根地区農業体験交流の田植え体験が行われました。

西根自治センターでの「あぶくま農学校入校式」を終えた後、交流田へ移動した参加者たちは、実行委員会の指導を受け、つや姫の苗を手植えしました。

当日は昨年とは打って変わって強い日差しとなり、熱中症の心配もありましたが、予定より早く植え終えると、児童たちはカエルや昆虫探しに夢中になるなど、笑顔あふれるひとときを過ごしました。



西根地区農業体験の写真